

TSUBASAアライアンスを活用した企業年金基金の
日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明について
～「TSUBASAアライアンス」連携施策～

当行は、TSUBASAアライアンス¹を活用して、中国銀行企業年金基金（理事長 寺坂 幸治）ほか参加各行の企業年金基金²が「責任ある機関投資家の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」（以下、「SSコード」）の受入れを表明したことをお知らせします。

SSコードとは、金融庁が平成26年に制定した機関投資家のための行動規範のことです。投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために、投資先企業の経営モニタリングや議決権行使の基準・結果の開示などを定めています。

近年、企業年金基金がSSコードの受入れを表明することで、投資先企業の統治改善や運用委託先の監視に積極的に関与していく機運が高まっています。企業年金基金によるスチュワードシップ活動の強化は、母体企業のコーポレート・ガバナンスの充実にもつながるほか、従業員の安定的な資産形成や自社の財政状態にも好影響を及ぼすとされています。

今回、TSUBASAアライアンス参加各行の企業年金基金がSSコードの受入れを検討するにあたり、情報や認識を共有しながら準備を進めたことで、同時期³に全企業年金基金の受入れ表明に至ったものです。

今後も、TSUBASAアライアンス参加行はノウハウや知見を結集することで戦略的アライアンスを一層加速させ、付加価値の高い金融サービスの提供等を通じて地域社会の持続的な成長に貢献してまいります。

- 1 当行、千葉銀行、第四銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、北越銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行の9行が参加する地銀広域連携の枠組み。
- 2 千葉銀行、第四銀行、伊予銀行、東邦銀行、北越銀行、武蔵野銀行の各企業年金基金。北洋銀行、滋賀銀行は企業年金基金を有していない。
- 3 当行、千葉銀行、第四銀行、伊予銀行、東邦銀行、北越銀行の各企業年金基金の表明日は令和元年年9月30日。武蔵野銀行企業年金基金の表明日は令和元年10月18日。

以 上

2019 年 9 月 30 日

日本版スチュワードシップ・コードへの対応について

中国銀行企業年金基金

1. 基本方針

中国銀行企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、「資産保有者としての機関投資家」の立場として『責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》※』（以下、「日本版スチュワードシップ・コード」という。）の趣旨に賛同のうえ、これを受け入れることを表明します。当基金は、直接的に議決権行使を含むスチュワードシップ活動を行わないことから、「資産運用者としての機関投資家」である運用受託機関に対し、責任ある機関投資家として投資先との建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値向上や持続的成長を促すことにより、当基金・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図るよう行動することを要請します。

コードの各原則にかかる当基金の方針は、以下の通りです。

2. 日本版スチュワードシップ・コードの各原則への対応

原則 1. 『機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。』

当基金は、年金資金の運用を運用受託機関に委託しているため、委託先の運用受託機関に対して、「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れと、同コードに則り、投資先企業の企業価値向上や中長期的な投資リターンの拡大を図る活動を行うことを求めます。

原則 2. 『機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。』

当基金は、投資先企業の選定や議決権行使を自らは行わないため、運用受託機関に対して、本原則 2 に基づく利益相反への対応方針の策定、公表ならびに遵守を求めます。

原則 3. 『機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。』

当基金は、投資先企業の選定を運用受託機関に委託しているため、運用受託機関に対して、当該運用受託機関の運用方針や投資目的に照らしてスチュワードシップ責任を果たすために必要な投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。

原則 4. 『機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。』

当基金は、投資先企業との対話を直接行う立場にないため、運用受託機関に対して、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

原則 5. 『機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。』

当基金は、投資先企業の議決権を直接行使する立場でないため、運用受託機関に対して、スチュワードシップ責任を果たすための議決権の行使と行使結果の公表にかかる方針を定めること、および当該方針に基づく議決権行使結果について公表することを求めます。

原則 6. 『機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。』

当基金は、スチュワードシップ責任について運用受託機関を通じて果たす立場であることから、運用受託機関に対して、その実施状況に関し少なくとも年一回の報告を求め、その結果を最終の受益者である当基金の加入者・受給権者に定期的に報告します。

原則 7. 『機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。』

当基金は、運用受託機関に対して、投資先企業との対話や適切なスチュワードシップ活動を実行するための実力を備えるよう求めるとともに、運用受託機関の行動を理解・評価・判断する力を涵養し、本原則への取組み状況も踏まえた適切な運用受託機関の選定および本原則に沿った活動の支援を行うよう努めます。

以上

※金融庁の「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」が、『責任ある機関投資家の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』を 2014 年 2 月に策定・公表しました。さらに 2017 年 5 月に《日本版スチュワードシップ・コード改訂版》が公表されました。